

所得割の軽減

加入者個人の所得で判定します。
前年の所得から33万円を引いた額が58万円以下の方は、所得割が5割軽減となります。

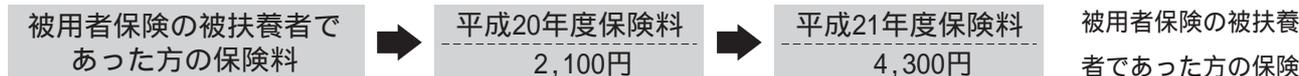
例) 年金収入180万円の場合

* 軽減判定 180万円 - 120万円(公的年金等控除) - 33万円(基礎控除) = 27万円 軽減に該当

* 所得割 27万円 × 9.63% × 5割 = 13,000円 年間保険料のうち所得割額分

被用者保険の被扶養者であった方の保険料の軽減

長寿医療制度に加入したときに、被用者保険の被扶養者だった方は、加入したときから2年間、所得割がかからず均等割が軽減されます。平成21年度は、均等割が9割軽減され、年間の保険料額は4,300円です。



被用者保険とは

全国健康保険協会管掌健康保険や組合管掌健康保険、共済組合など、いわゆるサラリーマンの健康保険のことです。市町村の国民健康保険や国民健康保険組合は、含まれません。

料については、平成20年4月～9月の保険料を半年間凍結し、平成20年10月～平成21年3月の半年間は、均等割を9割軽減としていたため、平成20年度と平成21年度の保険料額がかわります。

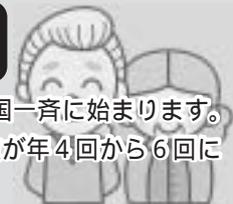
保険料の減税について

災害などで重大な被害を受けたときやその他の特別な事情で、生活が著しく困窮し、保険料を納めることが困難な方については、保険料が減免となる場合があります。

また、離職により、保険料を納めることが困難になった場合なども保険料が減免となる場合がありますので、詳しくは住民課国保医療係へお問合せください。

10月より 住民税の年金からの引き落としが始まります。

税務財政課税務グループ ☎74 - 3003



平成21年10月支給分の老齢基礎年金等の公的年金から、住民税の特別徴収(引き落とし)が全国一斉に始まります。特別徴収(引き落とし)になることで、金融機関などへ出向く手間が省けるほか、支払う回数が年4回から6回になり、1回あたりの負担額が軽減されます。

なお、この制度はあくまでも納付方法が変更になるもので、これにより新たな税負担が生じるものではありません。
実施時期

平成21年10月支給分から始まります。

対象者

住民税が課税される方のうち、前年(平成21年度の場合、平成20年)中に公的年金の支給を受けていた方で、当該年度の初日(平成21年度の場合、平成21年4月1日)に、65歳以上の公的年金の受給者です。

対象とならない方は、老齢基礎年金の年額が18万円未満の方 公的年金に係る住民税の額が、老齢基礎年金額から所得税、介護保険料、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料を控除したのちの額を超える方。

対象となる公的年金

老齢又は退職を支給事由とする年金で、障害年金や遺族年金は対象となりません。

対象となる税額

公的年金などの所得に対する住民税の額に限りです。なお公的年金以外の収入(給与と所得など)がある場合、その分に対しては、別途普通徴収または給与からの特別徴収(引き落とし)となります。

平成21年度(特別徴収の開始年)の納付(徴収)方法(例:平成21年度の年税額が36,000円の場合)

年度の前半は、6月・8月に年税額の「1/4」ずつを自分で納付(普通徴収)します。

年度の後半は、10月・12月・2月支給分の年金から、年税額から年度前半分を差し引いた残りの額(年税額の「1/6」ずつ)が引き落とし(特別徴収)されます。

徴収方法	自分で納付(普通徴収)		年金からの引き落とし(普通徴収)		
	前 半		後 半		
年 度					
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
税 額	18,000円 (年税額の1/2)		18,000円 (年税額の1/2)		
	9,000円 (年税額の1/4)	9,000円 (年税額の1/4)	6,000円 (年税額の1/6)	6,000円 (年税額の1/6)	6,000円 (年税額の1/6)